

取扱注意

No.

航空無線工事積算基準

昭和63年2月制定

国土交通省航空局

目 次

	頁
第1章 総 則	1
1-1 目 的	1
1-2 適用範囲	1
1-3 積算価格	1
1-4 積算の通則	1
第2章 通 則	2
2-1 工事費の基本構成	2
2-2 工事費の積算価格構成	2
2-3 工場工事費	3
2-4 積算書の様式	4
2-5 工事の積算価格構成の内訳	5
2-6 変更契約の積算	9
第3章 積算の内訳	10
3-1 材 料 費	10
3-2 労 務 費	10
3-3 直 接 経 費	11
3-4 共通仮設費	12
3-5 現場管理費	16
3-6 一般管理費等	17
3-7 消費税等相当額	18
附 則	19

航空無線工事積算基準

第1章 総 則

1-1 目 的

この基準は、国土交通省航空局、地方航空局、航空交通管制部及び航空保安大学校（以下「航空局等」という）において発注する航空無線工事及びこれに附帯する電気設備工事を請負に付する場合の標準的費用（以下「積算価格」という）を算出する場合の業務の能率向上と、積算の統一及び適正化を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲

本基準は航空局等が、発注する航空無線工事及びこれに附帯する電気設備工事の積算価格の算出に適用する。

1-3 積算価格

積算価格は、会計法上の予定価格の基礎となるものであり、積算価格の算出法令及び別段の定めのあるもののほか、この基準の定めるとおりとする。

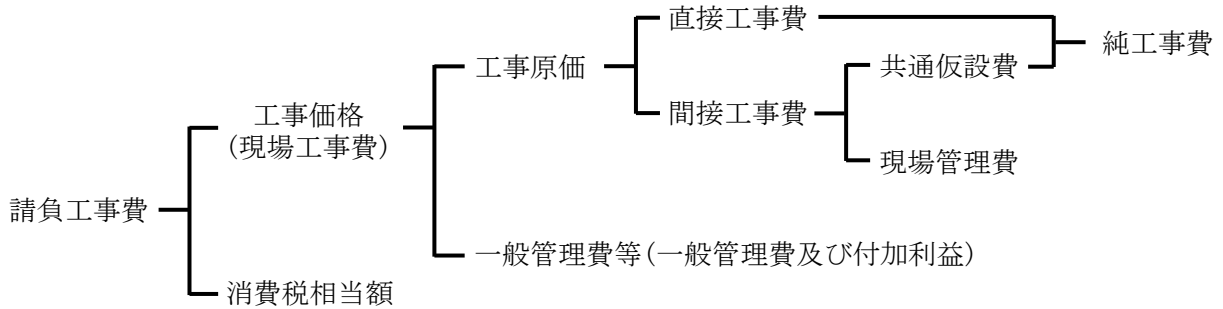
1-4 積算の通則

1. 積算にあたっては、すべて公正を旨とし、基準、前例等により行うが、これにとらわれて現実と離れ、適正を欠くようなことがあってはならない。また、処理方法及び書式は、事務を円滑にするため、統一を心がけるものとする。
2. 積算にあたっては、工事現場における工事条件及び管理条件を十分に把握し、設計図及び工事仕様書（以下「設計図書」という。）、並びに契約書案に基づいて積算価格の決定を行わなければならない。
3. 積算にあたっては、設計図書によるほか、工事の種類、程度、規模、施工場所及び環境、他工事との関連、工事期間及び季節、契約上の諸条件、物価の変動等の実情を考慮するものとする。
4. 積算は慎重に行い、特に単位及び位取りに注意し、数量及び金額については、別の観点から概略的に再検討する。

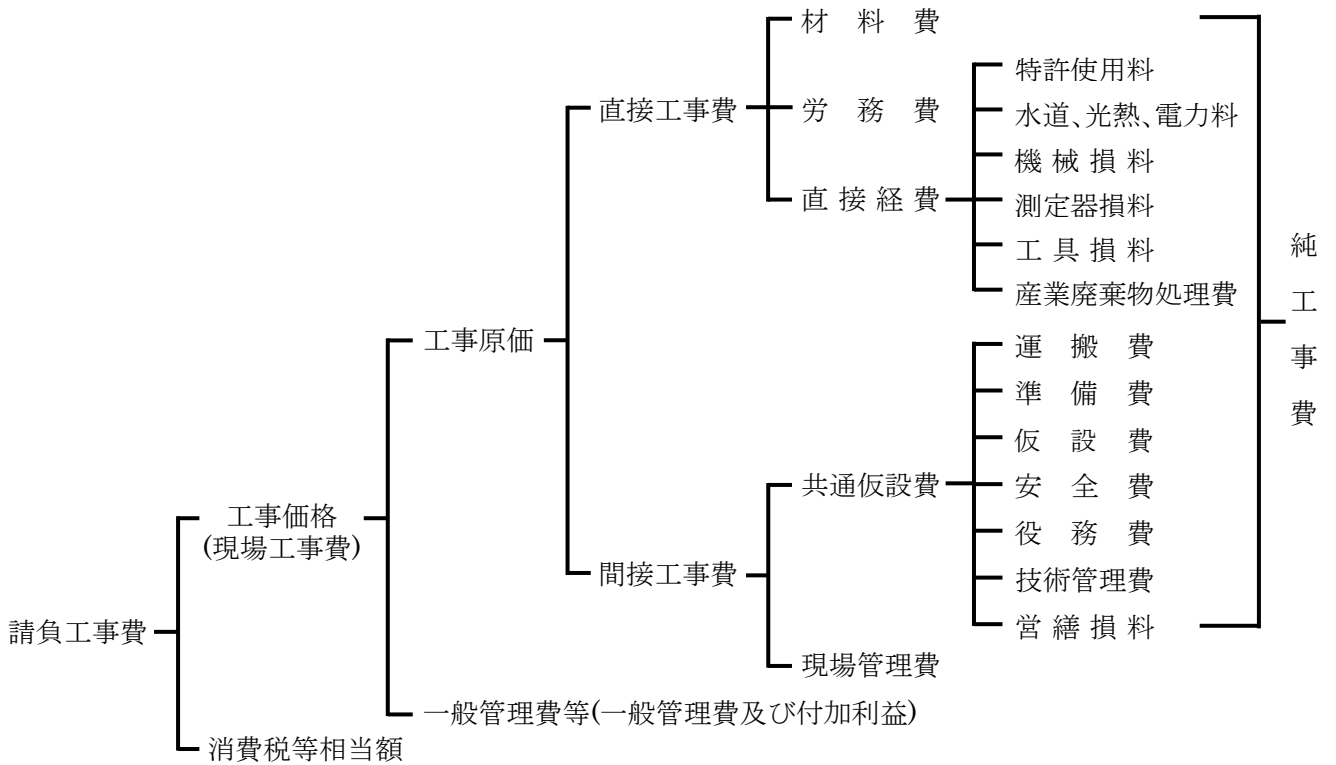
第2章 通 則

2-1 工事費の基本構成

積算の方法は、積算の目的、および工事の内容等によって精粗一様ではないが工事費は、通常次のように構成する。



2-2 工事費の積算価格構成

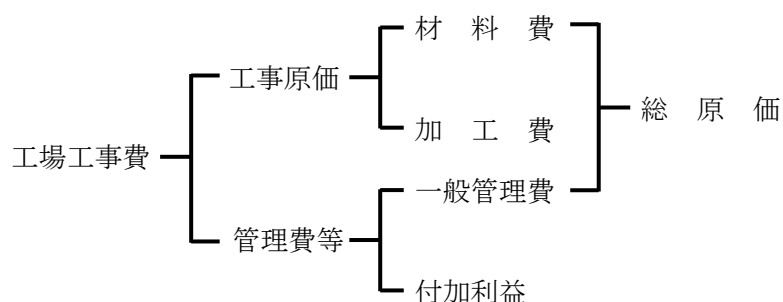


2-3 工場工事費

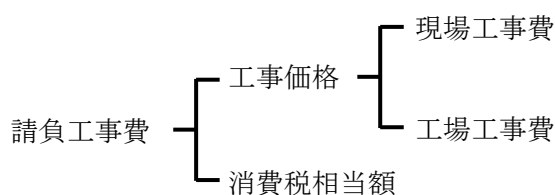
工場工事費とは、設計図書にて仕様を定め、工場において特別に製造される費用をいう。

工場工事費の工場での加工費の積算は、航空無線工事積算基準等運用指針（以下「工事指針」という）により行うものとする。

1. 工場工事費の積算価格の構成



2. 工場工事費を含む場合の構成



3. 対象材料

工場工事費の対象となる材料は、下記の材料とする。

区 分	製 品
受配電機器類	特別高圧用受配電盤，特別高圧用遮断機，特別高圧用 P T 及び同 C T，特別高圧用変圧器，普通高圧受配電盤，低圧盤，分電盤，電圧調整器，変圧器（変圧器盤を含む）等の受配変電機器類の一般電源機器定電流調整器，低電流変圧器，記録電流計盤，L T 型変圧器，操作机，操作盤，監視盤，模型盤，継電器盤，整流器，充電器，蓄電池等の制御用機器。
無線用特殊製品	通信機，空中線，電話交換機，空中線切換架，待機 ^{シェルタ} ，補助架，雑架等。
鉄 塔 等	空中線用鉄塔，L L Z 空中線用架台等現場にて加工・組立を行う製品。

工事基準

2-4 積算書の様式

積算書の様式は、原則として次のとおりとする。

[解説]

1) 表紙

平成	年度	<div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">工事</div>	(A-4判)				
<p>積算内訳書</p> <p>平成 年 月</p> <p>国土交通省〇〇航空局 管制技術課</p> <p>(〇〇管制部 又は〇〇空港事務所等)</p>							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">審査者</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">担当者</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	審査者	担当者		
審査者	担当者						

2) 総括表

〇〇工事

総括表					
工事区分	間接工事費			一般管理費等	合計
	直接工事費	共通仮設費	現場管理費		

3) 総括表内訳

総括表内訳						
名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要

4) 内訳書

内訳書 No.	名称：〇〇設置工事	規格：				頁
名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要

5) 内訳明細書

単価表 No.	名称：〇〇布設	規格：				頁
名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要

6) 単価表

単価表 No.	名称：〇〇ケーブル	規格：						頁
名称	規格	数量	単位	単価	金額		摘要	
					1m当り	円		
					1m当り	円		

(18.04)

2-5 工事の積算価格構成の内訳

積算価格構成の内容は次のとおりとする。

1. 現場工事費

1.1 工事原価

工事原価は現場工事に係るすべての費用であり、直接工事費及び間接工事費により構成する。

(1) 直接工事費

工事の目的物を施工するにあたり、直接消費される費用で、その項目および内容は次の通りである。

項 目		内 容
材 料 費	材 料 費	工事の施工に要する材料の費用。
	消 耗 雑 材 料	施工上直接使用される消耗品、及び雑材料。
	損 料 材 料 費	工事施工に必要な損料材料費。 〔 損料を材料費の項に計上する。 〕 〔 <例>型枠、足場材、矢板等 〕
労 務 費	直 接 労 務 費	工事施工に直接従事するものの労務費、及び試験調整に要する労務費等。
直 接 経 費	特 許 使 用 料	工事の施工に要する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用。
	水 道 ・ 光 熱 電 力 料	工事の施工に要する電力、電灯使用料及び用水使用料とする。
	機 械 損 料	工事の施工に要する機械の損料、管理費、修理費等。
	測 定 器 損 料	無線機等の調整に要する測定器の損料。
	工 具 損 料	工事の施工に要する工具、簡易な計器類に要する費用。
	産 業 廃 棄 物 処 理 費	コンクリート、残土等の処理費用。

工事基準

(2) 間接工事費

直接工事の対象物に施工されるものでなく、各工種に対して共通して使用されるものの費用

(イ) 共通仮設費

各工種に対し、共通して使用される費用で、その項目および内容は次のとおりである。

項 目	内 容
運 搬 費	工事の施工に必要な材料、機械器具類の運送、山間へき地等の労務者輸送等の費用。
準 備 費	工事の施工に要する準備及び跡片付けの費用。調査、測量等に要する費用。
仮 設 費	仮設道路、道路補修等に要する費用。 工事用水、工事用電力、臨時電話等の供給設備に要する費用。
安 全 費	安全施設等に要する費用、安全管理に要する労務費。
役 務 費	仮設工事、材料置場等の土地の借上げに要する費用。電力、用水等の基本料金。労務者（技術員A）の旅費等。
営 繕 費	現場事務所、倉庫、下小屋、労務者用宿舍等の仮設（撤去を含む）に要する費用及びその維持に必要な費用。
技 術 管 理 費	品質管理のための試験等に要する費用。 出来形管理のための試験等に要する費用。 工程管理のための資料の作成に要する費用。

(ロ) 現場管理費

工場の施工にあたって、工事を管理するために必要な経費であり、その項目及び内容は次のとおりである。

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場労務者に係る次の費用 ①募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当含む。） ②慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ③純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用。 ④賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ⑤労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
租 税 公 課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く。
保 險 料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与 ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退 職 金	現場従業員に対する退職金及び退職給与引当金繰入額。
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
交 際 費	現場への来客等の応対に要する費用
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外 注 経 費	工事施工において専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
工 事 登 録 費 用	工事登録等の登録に要する費用
雑 費	上記のいずれにも属さない費用

工事基準

1.2 一般管理費等

(1) 一般管理費

工事の施工にあたる企業の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目および内容は次のとおりである。

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に対する報酬
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与
退 職 金	退職給与引当金繰入額及び退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等福利厚生文化活動等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費，交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力，水道，ガス，薪炭等の費用
調 査 研 究 費	技術研究，開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告，公告，宣伝に要する費用
交 際 費	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所，寮，社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
試 験 研 究 費 償 却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開 発 費 償 却	新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な経費
雑 費	電算等経費，社内打合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付 加 利 益

- ① 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- ② 株主配当金
- ③ 役員賞与金
- ④ 内部留保金
- ⑤ 支払利息及び割引料，支払保証料その他営業外費用

(18.04)

2. 工場工事費

(1) 工事原価

製品を製作するうえで、直接的要素となる費用。

(イ) 材 料 費

製品の製作に関し、直接的及び補助的に消費される材料の費用。

(ロ) 加 工 費

製品の製作に関して、直接的及び間接的に消費される工場従業員の費用をいう。

(2) 一般管理費

製品の製作に関して製品を管理し、又は会社を経営するため必要な経費。

(3) 付加利益

- ① 法人税, 都道府県民税, 市町村民税等
- ② 株主配当金
- ③ 役員賞与金
- ④ 内部留保金
- ⑤ 支払利息及び割引料, 支払保証料その他営業外費用

3. 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とし、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

2-6 変更契約の積算

変更契約の積算は原則として次の方法による。

1. 工事量減量の場合は、その減量部分に対する原積算の単価により価格を減額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。
2. 工事量増量、追加の場合は、その増量部分及び追加分に対する変更時の材料費、労務費等の単価による価格を増額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。

第3章 積算の内訳

3-1 材料費

材料費は、工事等の施工上必要とする材料の費用とし、その算定は、次の各号による。

1. 数量

数量の計算は「第4章 積算標準」による。

2. 価格

積算価格の算出に用いる材料の価格は次によるものとする。

- (1) 材料の価格は原則として「積算資料」〔(財)経済調査会発行]又は「建設物価」〔(財)建設物価調査会発行]の大口単価を使用する。
- (2) 「積算資料」,「建設物価」のいずれにも記載されていない場合は専門業者、電気工事材料店2社以上から見積をとり、実例価格、市価等と比較検討の上単価を決め、消費税は含めない。
なお、定価表、見積書等による単価を採用する場合は、工事指針により査定して決めるものとする。

3-2 労務費

労務費は、工事等の施工上必要な労務とし、その算定は次の各号による。

1. 数量

労務数量の計算は「第4章 積算標準」による。

2. 単価

- (1) 労務者の賃金単価は本省においては本省航空局長が定めるものを、地方航空局においては本省航空局長通達に基づき地方航空局長が定めるものとする。
 - (2) 労務者の時間外作業手当、深夜作業手当は本省においては本省航空局長が定めるものを、地方航空局においては本省航空局長通達に基づき地方航空局長が定めるものとする。
 - (3) 技術員Aの単価は電工単価の140%とする。
技術員Bの単価は電工単価の120%とする。
 - (4) 技術者(A)の単価は無線機器製造労務単価とする。
技術者(B)の単価は電算機器製造労務単価とする。
技術者(C)の単価は有線機器製造労務単価とする。
3. 超過労働作業及び深夜労働作業は原則として行なわないものとするが、次の場合は考慮してもよい。
- (1) 交通規則により、必要となる場合。
 - (2) 工期に制限があり必要となる場合。
 - (3) 航空機の運航制限の関係から作業時間帯が限定される場合。

4. 特殊作業手当

作業が次の事項の1つに該当する場合は、特殊作業手当として基本賃金の20%を加算するものとする。

2つ以上の事項に該当する場合は、原則としてそれぞれ加算する。

(1) 高所作業

高所作業工事における作業実施上危険が予想される場合で15m以上～20m未満。ただし20m以上～30m未満は50%、30m以上は100%、加算することが出来る。

(2) 地中作業（深さ4m以上）。

(3) 湧水地作業（水深30cm以上）。

(4) 重量物、長大物作業。

1個500kg以上の重量物、又は7m以上の長大物を取扱う作業。

(5) 不潔作業

(6) 高圧活線作業

活線作業及び活線に1m以内に接近して行う作業で、著しく危険な作業をいう。

3-3 直接経費

1. 工具損料

労務者の手持器具を除く簡易な器具、電動工具及び計測器類に対する損料は直接労務費（ただし、試験調整に対する技術員Aの労務費は除く。）の3%以内を計上する。

2. 機械損料

(1) 機械損料はその機械の損料、管理費、修繕費等に要する費用で航空局長通達の「船舶および機械器具の損料算定基準」（以下「損料算定基準」という）により算出する。

(2) 損料算定基準に記載されていない機械等は、市価の損料、貸借料等実例価格を参考に算出することができる。

3. 測定器損料

無線機器の試験調整を行なう場合に使用する測定器の損料算出は、使用測定器及び購入価格を決定し、次式により算出する。

$$\text{測定器損料} = \text{購入価格} \times 0.0014 \times \text{日数}$$

ただし、日数は運搬日数を含めた使用日数とする。

4. 特許使用料

特許権使用料は、当該使用料及び派出する技術者等に要する合計金額の費用を算出する。

5. 水道、光熱、電力料

水道、光熱、電力料は、当該地区の水道局、電力会社の供給規定に基づき算出した使用料金とする。

6. 産業廃棄物処理費

コンクリート、残土等の処分が必要な場合、関連法令に基づき分別し、かかる費用を算出すること。ただし、収集・運搬費は機械損料として計上すること。

(18.04)

工事基準

3-4 共通仮設費

1. 運搬費

(1) 運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 工事の施工に必要な材料等の運搬に要する費用
- ② 山間へき地等における労務者の輸送に必要な費用
- ③ 建設機械及び器材等（型枠材，支保材，足場材，橋梁ペント，橋梁架設用タワー等）の搬入，搬出並びに現場内小運搬
- ④ 建設機械の自走による運搬
- ⑤ 仮設材の運搬（鋼矢板，H型鋼，覆工板等）
- ⑥ 建設機械等の日々回送に要する費用

(2) 積算方法

- ① 共通仮設費率に計上される運搬費
運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は，前記(1)の③～⑥とする。
- ② 積上げ項目による運搬費
運搬費として積算する内容で積上げ積算による部分は，前記(1)の①及び②とする。
- (3) 鉄道による運搬費は，交通日本社出版 貨物運賃と各種料金表「鉄道貨物運賃料金」により算定する。
- (4) 貨物自動車による運搬費は，各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切りまたは積合せ運賃」により算出する。
- (5) 船による運搬費は実情による。
- (6) 離島等の工事で航空輸送費（ヘリコプターによる輸送）を計上する場合は，不定期航空運送事業者の見積による。

2. 準備費

(1) 準備費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 準備及び跡片付けに要する費用
 - (イ) 着手時の準備費用
 - (ロ) 施工期間中における準備，跡片付け費用
 - (ハ) 完成時の跡片付け費用
- ② 調査・測量，丁張等に要する費用
 - (イ) 工事着手前の基準測量等に要する費用
 - (ロ) 縦，横断面図等の照査等の費用
 - (ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
 - (ニ) 丁張の設置等の費用
- ③ 準備作業に伴う，抜開，除根，除草による現場内の集積・積込み及び整地，段切り，すりつけ等に要する費用
- ④ 上記①から③に掲げるもののほか，工事施工上必要な準備等に要する費用

(18.04)

(2) 積算方法

① 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の①、②、③とし、積上げ計上する事項は次の各項に要する費用とする。

- (イ) 伐開，除根，搬出，処理等に要する費用
- (ロ) その他，現場条件等により積上げを要する費用

3. 仮設費

工事材料搬入等のための仮設道路建設費，道路補修費，及び工事に必要な用水電力，電話等の供給設備に要する費用を積上げ計上する。

4. 安全費

(1) 安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 交通管理等に要する費用
- ② 安全施設等に要する費用
- ③ 安全管理等に要する費用
- ④ 上記①から③に掲げるもののほか，工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

① 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の①、②、③のうち次の項目とする。

- (イ) 工事地域内全般の安全管理上の監視，あるいは連絡等に要する費用
- (ロ) 不稼働日の保安要員等の費用
- (ハ) 標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料
- (ニ) 安全用品等に要する費用
- (ホ) 安全委員会等に要する費用
- (ヘ) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
- (ト) 空港制限区域内への出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用

② 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- (イ) 夜間工事における照明設備
- (ロ) 高圧作業の予防に要する費用
- (ハ) その他，現場条件等により積上げを要する費用

5. 役務費

役務費は仮設工事，材料置場等の土地の借上げに要する費用，工事に必要な用水，電力，電話等の基本料金，及び試験調整に対する技術員Aの旅費として必要な費用を算出する。

(18.04)

工事基準

6. 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 現場事務所、試験室等の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ② 労務者の宿舍の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ③ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ④ 上記①から③に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ⑤ 監督員詰所の営繕に要する費用
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか工事施工上に必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

① 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の①から④とし、積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。

(イ) 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用

監督員詰所の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制を考慮して土地の借り上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする。

(ロ) その他、現場条件等により積上げを要する費用

7. 技術管理費

(1) 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- ① 品質管理のための試験等に関する費用
- ② 出来形管理のための測量等に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成に要する費用
- ④ 上記①から③に掲げるもののほか技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

① 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の①から③のうち次の項目とする。

(イ) 品質管理基準に記載されている項目に要する費用

(ロ) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

(ハ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

(ニ) 完成図及びマイクロフィルムの作成に要する費用

(ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用

(ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

(ト) 塗装膜厚施工管理に要する費用

(フ) 施工管理で使用するOA機器の費用

② 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

(イ) 品質証明に係る費用（品質証明費）

a. 対象とする品質証明の内容

(18.04)

- 1) 契約図書及び関係図書に基づく出来形、品質及び写真管理等、工事全般の品質証明
- 2) 品質証明書の作成
- b. 地質調査 : 平板載荷試験, ポーリング, サウンディング, その他原位置試験
- c. 溶接試験 : 放射線透過試験 (現場)
- (v) 現場条件等により積上げを要する費用
 - a. 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
 - b. 試験盛土等の工事に要する費用
 - c. その他前記a, bに含まれない項目で, 特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用。
- (ハ) その他特に施工技術の調査に必要な資料の作成に要する費用

8. 共通仮設費率

共通仮設費率は, 下表による。

ただし, 共通仮設費対象金額は, 直接工事費 (材料費+労務費+直接経費-技術員Aの労務費) とする。

対 象 額	300万円以下	300万円を超え 1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下 記 の 率 と す る	(1)の算定式により算出される率とする。ただし, 変数値は, 下記による。		下 記 の 率 と す る
		A	b	
共通仮設費率	11.20	196.28	-0.1920	5.71

(1)算定式 $K_r = A \cdot P^b$

ただし, K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象金額 (円)

A, b : 変数値

(注) K_r の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

工事基準

3-5 現場管理費

1. 現場管理費は、現場管理費対象金額に次表に掲げる現場管理費率を乗じて得た額の範囲内とする。
2. 現場管理費対象金額は次の項目の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 工場工事費の1/10相当額
- (3) 労務費
- (4) 共通仮設費（ただし、技術員Aの試験調整に対する旅費を除く）
- (5) 直接経費
- (6) 官給品価格の1/10相当額

ただし、対象となる官給品価格の範囲は、直接工事費に共通仮設費（ただし、技術員Aの試験調整に対する旅費を除く）を加えた額の5倍を限度とする。

3. 式で示せば以下の通りとなる。

現場管理費 = [材料費 + 工場工事費 × 1/10 + 労務費 + 直接経費 + 共通仮設費（ただし技術員Aの試験調整に対する旅費を除く） + *官給品価格 × 1/10] × 現場管理費率

工場工事費とは、設計図書にて仕様を定め、工場において特別に製造される費用をいう。

※官給品価格の合計額と限度額 [直接工事費に共通仮設費（ただし、技術員Aの試験調整に対する旅費を除く）を加えた額の5倍] とを比較しいずれか低い方を現場管理費の対象額とする。

4. 現場管理費率は下表による。

対象額	400万円以下	400万円を超え 1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。		下記の率とする
		A	b	
現場管理費率	26.63	782.24	-0.2224	13.01

(1)算定式
$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 対象金額 (円)

A, b : 変数値

(注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3-6 一般管理費等

1. 一般管理費等の積算は[工事原価]×[一般管理費等率]とする。
2. 一般管理費等対象金額は、工事原価（直接工事費+間接工事費）とする。
3. 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。
 一般管理費等率=[標準一般管理費等率]×[前払金支出割合補正係数]
4. 標準一般管理費等率は、下表による。

工事原価	標準一般管理費等率
500万円以下	14.38%
500万円を超え 30億円以下	$G_p = -2.57651 \log C_p + 31.63531$ ただし、 G_p : 標準一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価(単位円)
30億円を超えるもの	7.22%

(注) G_p の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

5. 前払金支出割合補正係数は、下表による。

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) 4.で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

6. 契約の保証に必要な費用については、一般管理費等率に計上することとし、その場合の一般管理費等率の補正は以下のとおりとする。

(1) 一般管理費等率の補正

① 補正值

補正值は、保証の方法により第1表に示すとおりとする。

② 補正方法

前払金支出割合の相違による補正までを3-6 4.~5.により行い、この値に第1表の補正值を加算したものを、一般管理費等率とする。

工事基準

第1表

保証の方法	補正值(%)
ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) ケース3の具体例は以下のとおり。

- ① 予算決算及び会計令第100条の2第一項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
- ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合
- ③ 契約の保証の方法として工事完成保証人を付することを認める場合

3-7 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。(工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等は、消費税相当分を含まないものとする。)

附 則

1. この基準は、昭和63年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。
2. 航空無線工事積算基準（昭和53年3月15日付け空無第65号）は廃止する。

附 則（平成元年3月28日空無第94号）

1. この基準は、平成元年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。
消費税法（昭和63年法律第108号）の施工に伴う改正。

附 則（平成4年12月24日空無第292号）

1. この基準は、平成5年1月1日以降に工事を契約するものから適用する。

附 則（平成7年 2月13日空無第 27号）

1. この基準は、平成7年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。

附 則（平成8年 3月28日空無第 64号）

1. この基準は、平成8年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。

附 則（平成11年 2月17日空無第48号）

1. この基準は、平成11年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。

附 則（平成12年 2月22日空無第56号）

1. この基準は、平成12年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。

附 則（平成14年 3月15日国空無第509号）

1. この基準は、平成14年5月1日以降に工事を契約するものから適用する。
2. 航空無線工事積算システム運用要領（平成4年 12月24日空無第292号）は廃止する。

附 則（平成18年 3月15日国空技第179号）

1. この基準は、平成18年4月1日以降に工事を契約するものから適用する。